

報告書



令和2年3月10日

小牧市議会議長 様

会派名 新政こまき
代表者氏名 小沢 国大

研修・調査を行いましたので、その結果を報告します。

記

1 調査日

令和2年2月25日（火）13:00～14:30

2 調査先及び調査項目

(1) 総務省（東京都千代田区永田町）

「投票率向上に向けた取組と主権者教育のこれから」

3 参加議員

諸岡 英実

4 調査内容

別紙のとおり

① 日時

令和2年2月25日（火）13時00分から14時30分

② 訪問先

総務省（東京都千代田区永田町）

③ 説明者

総務省自治行政局選挙部管理課 選挙啓発係長（併）電子投票係長
内山 弾

総務省自治行政局選挙部管理課 課長補佐（併）訟務専門官
中尾 正英

④ 調査項目

「投票率向上に向けた取組と主権者教育のこれから」

⑤ 視察先の選定理由や目的

全国的に低まり続ける市民の政治参加、まちづくりへの意欲低下ともいえる「投票率の低下」は、小牧市においても重く受け止めるべき課題のひとつである。特に、令和元年9月29日執行の小牧市議会議員選挙においては、2015年執行の投票率から9パーセント下回る形となっている。18才選挙がスタートしているが、若者の政治参加が少ないことや、高齢者に対する投票環境の整備も必要性が増している。

また、社会構築に深刻な課題となっているのが議員のなり手不足（特に若手）である。やはり選挙制度や法律上の問題があるのではないかと感じるが、これらの課題にはどのように総務省、選挙管理委員会として取り組むべきと考えるかについても伺うこととした。

前回の令和元年第4回定例会の一般質問で、#MeToo運動など女性の人権問題や、社会問題に触れながら質問し、女性の人権や権利について取り上げた。また、3月8日は国際女性デーである。女性に参政権が与えられるようになったのは、日本ではたった70余年前の出来事。女性参政権に限らず、権利獲得の為に命をかけて闘った世界の女性たちの歴史の声をどう受け止めるか。世代や性別を超えて紡ぎ続けなくてはならないと考える。私達に与えられた権利が、何故どの様にして確立されたのか、市を挙げて

考えを深めることは「低投票率」とどの様に向き合い、現代を生きるすべての人の「権利」に対してどの様な姿勢を取るのかに対する考えを深めることに繋がる。

被選挙権という大切な権利を、最年少25才で行使し、議会にお送りいただいた一人の女性議員として、特に「参政権」や「市民の政治参加」、「主権者教育」のこれからを当事者意識を持って取り上げ、小牧市民の投票意識向上と本市の選挙啓発方法の向上に繋がりたいとの思いから、総務省のレクチャーを受け、国としての考え方について伺うこととした。

⑥ 視察項目の概要説明

(導入経緯・内容・実施状況・効果・課題等)

【主権者教育の展望について】

主権者教育のような息の長い啓発活動についての重要性は認識している。総務省としては、いかに投票を呼びかけ、投票環境を向上させるかが、道標となる。国の立場としては、「投票率向上に向けた取組事例集」を取りまとめ、選管へのシンポジウム等でご案内し、地道に啓発を進めている。文科省の調べでは、子連れで投票に行く過程は、その子どもの主権者意識・投票行動の向上に良い効果があるとの報告が上がっている。学校での模擬投票も積極的に取り入れてもらいたいという考え方を総務省は持っている。

教育現場への主権者教育アプローチは、議会事務局と教育委員会で積極的に取り組んでいる自治体もある。公平性を保ちつつも、アイデア次第でできることはある。

【インターネット投票の在り方について】

投票率の向上の為には、投票方法を見直す必要が大いにあるとの声から、インターネット投票導入に向けて令和元年度、令和2年度でも議論がなされている。海外で投票する方についての投票環境の向上を着眼点とし、(海外の方が投票するには大使館に行くか、郵便を利用するか、と大変時間的コスト的な制約がかかることから)技術的にシステム構築は可能であるが、現在の選挙の形をどう考えるかという部分が問題。根本的に自書式を採用している日本の選挙制度において、衆人環視の元、投票している為、顔の見えないインターネット投票にした場合、その投票環境をどのように評価するか。特定の団体が傘下となる人間を集めて投票させるといような、不正が横行するのではないかという懸念が生じる。しかしマイナンバーカ

ード（※普及率の課題有）と紐づけて投票するというセキュリティ構築も不可能ではない上、今後大幅な人口減少に備え、ネット投票の環境整備を進めるうえで、投開票作業の効率化負担軽減にも繋がる事も見込まれている。少なくとも選挙に行く方の利便を低める方向での制度構築は出来ない為、メリットがある形での制度改正の時期を伺い、調査研究は引き続き進めたい。

【総務省と文科省の横断的な連携について】

学校教育の中で、選挙権の行使の仕方のうち「当日投票」、「期日前投票」についてはきちんと学ぶが「不在者投票」の在り方や被選挙権の行使の仕方がわからないというのが現実との声があるが、中立性の担保をするとすると、実際に選挙を戦う人に寄った立場での動きはできないが「自分の権利の行使」というところで文科省と共通して意識啓発を行っていく事で認識一致している。選挙管理委員会においても、被選挙権の行使を希望する方については丁寧な説明を心掛けているが、その後どのような選挙運動、展開をされるかまでは踏み込めない。

※別紙資料参照

⑦ 議員からの主な質疑

【投票率の向上を考える部署はどこか】

常時啓発・臨時（選挙時）啓発に努める規定が公選法にある。法令上の根拠では、その管理の主体が総務省・総務大臣・都道府県や中央の選挙管理委員会といった機関。当然ながら政治意識の高揚にはこれらの機関のみならず、議員や国民皆での意識の高揚が必要。学生グループが選挙コンシェルジュなどを立ち上げ、投票意識向上・選挙啓発に取り組んでいるところもある。投票率の向上について議論を深めなければならない。地方自治体の選管の姿勢では、基本的には選挙「管理」が主な仕事であるという温度があることも承知している。

⑧ 議員の意見

「投票率の向上と主権者教育のこれから」について真剣に取り組むべきと考えるのは、紡いできた歴史の糸をこれからの未来を生きる若者たちに「手繰り寄せ、繋げる」という意欲的な作業を放棄しないで欲しいと願う

為である。社会構築のかかる労力を他人に転嫁することは、考え議論し、行動する権利を自ら手放すことになり、不利益にあらがえなくなってしまう要因となる。より良い社会構築のためにできることは、やはり主権者意識の涵養であり、投票率の底上げである。そのための取組については、費用対効果を度返しして取り組む必要があるのではないか。手探りであったとしても、制約の中にあっても、何かしら行動し続ける事が必要であると考える。

あくまで総務省は「選挙管理」への関与にとどまってしまうが、今後も投票率が低下していく傾向が進むことを考えると「管理」だけに留まっているわけにはいかないのではないか。文科省との横断的な連携も、できる限り推進し「主権者教育」から主権者意識の向上への取組を進めていくべきと考える。

⑨ 考察（小牧市への反映）

【期日前投票所増設・移動投票所設置の在り方について】

主に、過疎地域や山間地域での投票環境の向上がそもそもの成り立ちである地域も多く、各自治体の細かな調査が必要。しかし、ネットワーク化等のシステム導入経費に関しては、不交付団体にあっても、国政選挙にかかるものは、執行経費基準法に基づき国費が措置される可能性もある。一部地方負担で国が補助することも可能。分類機や計数機の購入にあたり、国政選挙等にも使うとのことであれば、9分の5の経費を国費負担にするという対応をしている。選挙人名簿システムについてもしかり補助あり。高齢者の投票率についても80代で一気に投票率が落ちている。昨今の運転免許返納の流れで投票所まで「行けない」、「書きづらい」という問題は、今後も増加することが見込まれているため、需要は高まるとの考え方がある。

【全体の投票者数の向上と投票環境改善】

小牧市において、ショッピングセンターへの期日前投票所設置について、セキュリティに関する問題や店舗側の都合により、検討が進んでいないとの理事者側のお話があった。これについては、他自治体の先進事例を積極的に調査研究し、実現に向けて動き出すべきと考える。投票者全体のパイ

が広がっていない現状で、期日前投票所の増設は結果的に「元々投票行動をする人が、より行きやすく便利な場所へ投票に行く」だけの効果しか生まないのでは？との意見も散見されるが、トライアンドエラーを繰り返してこそ、掴むべき未来が訪れると考える。選挙啓発費が毎年計上されているが、その使い方を考え直すべきと考える。